

個別所得の金額の計算に関する明細書

連結  
事業年度

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表四の二付表  
令二・四・一以後終了連結事業年度分

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円
加 算			
減価償却の償却超過額	2		配当
役員給与の損金不算入額	3		その他
	4		
	5		
小 計	6		
減 算			
減価償却超過額の当期認容額	7		※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	8		※
受贈益の益金不算入額	9		※
適格現物分配に係る益金不算入額	10		※
	11		外※
小 計	12		外※
仮 計	13		外※
	(1)+(6)-(12)		
加 算			
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	14		その他
損金経理をした連結法人税個別帰属額 及び連結地方法人税個別帰属額	15		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)	16		その他
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	17		
損金経理をした納税充当金	18		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。) 加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び過怠税	19		その他
小 計	20		
減 算			
収益として経理した連結法人税個別帰属額 及び連結地方法人税個別帰属額	21		※
収益として経理した附帯税(利子税を除く。)	22		※
納税充当金から支出した事業税等の金額	23		
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	24		
所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等	25		※
小 計	26		外※
仮 計	27		外※
	(13)+(20)-(26)		
受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	28	△	※ △
交際費等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十五の二「22」又は「23」)	29		その他
仮 計	30		外※
	(27)から(29)までの計		
関連者等に係る支払利子等又は対象純支払利子等の損金不算入額の個別帰属額 (別表一七の(一)「30」又は別表一七の(四)「33」)	31		その他
連結超過利子額の損金不算入額の個別帰属額 (別表一七の(二)付表一「10」の計)	32	△	※ △
仮 計	33		外※
	(30)から(32)までの計		
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	34	△	※ △
寄附金の損金不算入額の個別帰属額 (別表十四の二「36」)	35		その他
沖積の親元法人又は国家親特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の(一)「7」又は「12」又は別表十(二)「8」のうちいずれか金額)	36	△	※ △
法人税額から控除される所得税額の個別帰属額 (別表六の二(一)「22」)	37		その他
税額控除の対象となる個別外国法人税の額 (別表六(二)の二「7」)	38		その他
分配時調整外国税当額の個別帰属額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額(別表六の二(二)の二「24」+別表十七(三)の十二「9」)	39		その他
連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等 損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	40		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の 損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	41		※
仮 計	42		外※
	(33)   (34)   (35)   (36)   (37)   (38)   (39)   (40) ± (41)		
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	43		
連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損 金額の益金算入額の個別帰属額(別表七の二付表二「12」)	44		※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	45		※
仮 計	46		外※
	(42)から(45)までの計		
連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額(別表七の二付表一「19」の計) (別表七の二付表四「9」若しくは「21」又は別表七の二付表五「10」)	47	△	※ △
仮 計	48		外※
	(46)+(47)		
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表一(二)「43」)	49	△	※ △
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「10」)	50	△	
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「13」の計)	51	△	
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資準備金 積立額の損金算入額(別表十二(十四)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」)	52	△	
特別開事業開始事業等に対し特定事業活動として出資をした場合の特別開事業人 の損金算入額又は特別開事業の利益金算入額(別表十(三)「20」-「17」)	53		※
残余財産の確定の日の属する連結事業 年度に係る事業税の損金算入額	54	△	
個別所得金額又は個別欠損金額	55		外※

【No.11】各連結法人の1欄又は55欄の金額の合計額は、別表四の二の1欄又は55欄の金額と一致していますか。